

公 示 送 達 書	
次の者に書類を公示送達します。 なお、公示送達した書類は、市長が 保管しており受領権限を有する者には いつでも交付します。	令和8年8月7日 上越市長 小菅 淳一 
担当部署名	健康福祉部 高齢者支援課
送達を受けるべき者の氏名	書類を送達する根拠法令
三澤 孝茂	介護保険法 第143条
小熊 勇治	介護保険法 第143条
須藤 勲	介護保険法 第143条
小林 浩幸	介護保険法 第143条
川村 すみ子	介護保険法 第143条
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	